

# V 生活保護



## 1 救護施設とは

救護施設は、身体上又は精神上著しい障害があるため、居宅で独立して生活を送ることが困難な被（要）保護者を対象とした施設です。

### 1 支援内容

食事，介護，生活指導，作業訓練，教養娯楽，健康診断の実施など

### 2 施設設置状況

- (1) 太白荘（社会福祉法人宮城県社会福祉協議会） 定員 100人  
〒 982-0215 仙台市太白区旗立二丁目3番1号 TEL 022（245）3721
- (2) 東山荘（社会福祉法人国見会） 定員 150人  
〒 981-0943 仙台市青葉区国見六丁目39の1 TEL 022（233）0207

### 〔入所相談窓口〕

県保健福祉事務所（巻末参照）・市（社会）福祉事務所

## 2 生活保護制度とは

### 1 生活保護とは

生活保護は、病気や身体の障害、思いがけない事故など、いろいろな事情により真に生活に困ったすべての国民に対して、国が困窮の程度に応じて必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに、自立の助長を目的とした制度です。

### 2 生活保護のしくみ

生活保護は、まず、土地・預貯金などの資産や働ける場合はその能力、その他あらゆるものを最低生活の維持のために活用し、さらに扶養義務者の援助、年金、各種手当など、他の法律による給付を充てて、それでもなお生活に困窮する場合に初めて受けることができます。

保護の程度は、国が定めた基準により計算された最低生活費とその世帯の収入の対比により決定され、その不足分について金銭又は現物により給付されます。

(最低生活費と収入の対比)

保護を受けられる場合

最低生活費	
世帯の収入	保護(保護費支給額・医療費)

保護を受けられない場合

最低生活費	
世帯の収入	

### 3 扶助の種類

保護はその内容によって、次の8種類の扶助に分けられます。

生活扶助、住宅扶助、教育扶助、介護扶助、医療扶助、出産扶助、生業扶助、葬祭扶助

[相談・問い合わせ先]

市にお住まいの方・・・市(社会)福祉事務所、最寄りの民生委員

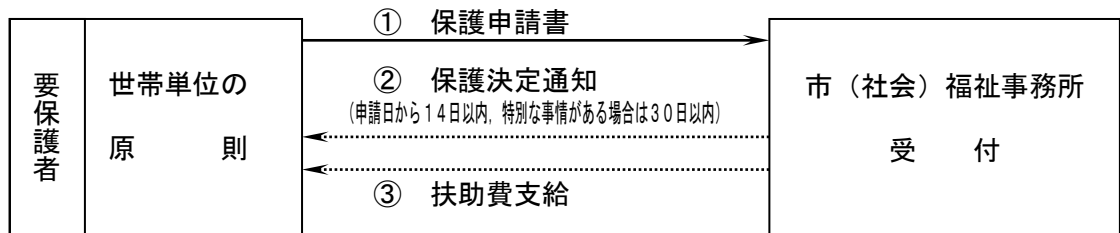
町村にお住まいの方・・・県保健福祉事務所(巻末参照)、町村役場、最寄りの民生委員

### 3 保護の申請から決定までの事務的な流れは

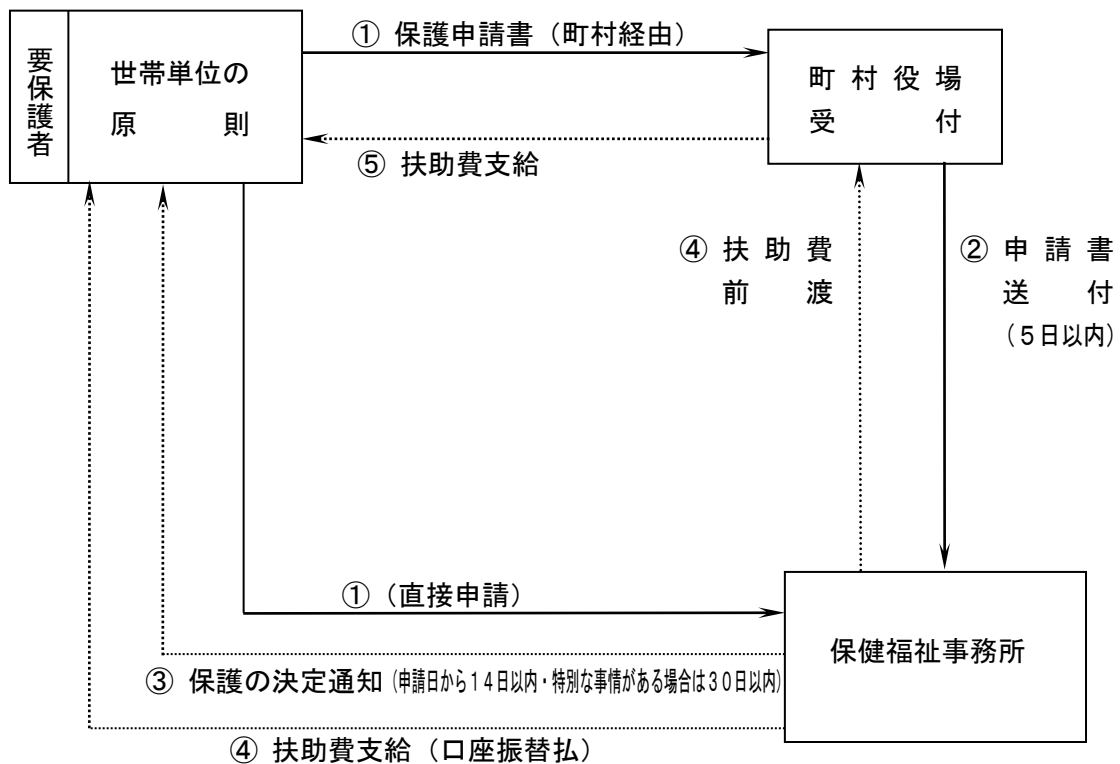
#### 生活保護を受ける手続き

保護は、原則として申請によって行われるもので、本人や扶養義務者、又は、同居の親族などが、市にあっては市（社会）福祉事務所、町村にあっては、役場又は県各保健福祉事務所に申請してください。

#### ・市に居住する場合



#### ・町村に居住する場合



—————> 決定前  
 .....> 決定後

#### 〔相談・問い合わせ先〕

市にお住まいの方・・・市（社会）福祉事務所，最寄りの民生委員

町村にお住まいの方・・・県保健福祉事務所（巻末参照），町村役場，最寄りの民生委員

## 4 生活保護の基準は

保護の基準は、被（要）保護者の年齢別、世帯構成別、所在地域別（級地区分）、その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たす程度のものとして、厚生労働大臣が定めています。（以下の基準等は、令和2年4月1日現在）

### 1 級地区分

市町村を単位とした3級地、6区分制となっており、県内各市町村の級地は、次のとおり指定されています。

級地	枝級地	市 町 村 名
1	1	（該当なし）
	2	仙台市
2	1	（該当なし）
	2	塩竈市，名取市，多賀城市
3	1	石巻市，気仙沼市，白石市，角田市，岩沼市，大崎市，富谷市 大河原町，柴田町，七ヶ浜町，利府町
	2	上記以外の市町村

### 2 生活扶助基準

衣食その他日常生活の需要を満たすために必要なものです。

	1級地-2	2級地-2	3級地-1	3級地-2
	仙台市	塩竈市，名取市， 多賀城市	石巻市，気仙沼市，白石市， 角田市，岩沼市，大崎市， 富谷市，柴田郡（大河原町， 柴田町），宮城郡（七ヶ浜町， 利府町）	左記以外の市町村
標準3人世帯 【33歳男，29歳女，4歳子】	157,150 円	150,250 円	144,040 円	140,160 円
高齢者1人世帯 【68歳女】	74,880 円	70,170 円	67,180 円	65,270 円
高齢者2人世帯 【72歳男，67歳女】	114,350 円	109,010 円	104,190 円	101,180 円
母子3人世帯 【30歳女，9歳子（小学生），4歳子】	193,970 円	185,380 円	177,670 円	173,860 円

令和2年4月1日現在

※児童養育加算等を含む。

※この他に11月から4月に適用される冬季加算があります。

### 3 住宅扶助基準

家賃，間代，地代，あるいは住宅の維持，補修等に要する費用です。

	厚生労働大臣が定める基準限度額（月額）				
	1人	2人	3人～5人	6人	7人以上
1級地	37,000円	44,000円	48,000円	52,000円	58,000円
2級地	35,000円	42,000円	45,100円	49,000円	55,000円
3級地	35,000円	42,000円	46,000円	49,000円	55,000円
補修費等住宅維持費の額（年額）		122,000円			

### 4 教育扶助基準

義務教育で就学中の児童，生徒の学用品，通学費等に要する費用です。

区 分	小 学 校	中 学 校
基 準 額	2,600円	5,100円
学 級 費 等	850円以内	770円以内
教 材 代	正規の教材として学校長等が指定した教材購入費用	
学 校 給 食 費	保護者が負担すべき給食費の額	
通学のための交通費	通学に必要な最小限度の額	
学 習 支 援 費 （年間上限額）	16,000円以内	59,800円以内

### 5 介護扶助基準

介護サービスを受ける場合に要する費用です。

区 分	内 容
1 居宅介護，福祉用具，住宅改修，施設介護，介護予防，介護予防福祉用具又は介護予防住宅改修	生活保護法第54条の2第4項において準用する同法第52条の規定による介護の方針及び介護の報酬に基づきその者の介護サービスに必要な最小限度の額
2 移 送 費	移送に必要な最小限度の額

## 6 医療扶助基準

病気やけがなどの診察、治療等に要する費用です。

区 分	内 容
1 指定医療機関等において診療を受ける場合の費用	生活保護法第52条の規定による診療方針及び診療報酬に基づきその者の診療等に必要な最小限度の額
2 薬剤又は治療材料の購入の費用	25,000円以内の額
3 施術のための費用	知事又は指定都市の長が施術者の組合と協定した額以内の額
4 移送費	最も経済的な方法及び経路により算定される交通費

## 7 出産扶助基準

出産に要する費用です。

区 分	基 準 額
施設分娩の場合の額	295,000円以内
居宅分娩の場合の額	259,000円以内

※施設分娩の場合は、入院に要する入院料と医学管理料が加算されます。

※衛生材料を必要とする場合は、5,800円の範囲内で加算されます。

## 8 生業扶助基準

生業資金、技術修得、就職支度等に要する費用です。

区 分		基 準 額	
生 業 費		47,000円以内	
技 能 修 得 費	技能習得費（高等学校等就学費を除く）	81,000円以内	
	高等学校等 就 学 費	基本額（月額）	5,300円
		教材代	正規の授業で使用する教科書等の購入に必要な額
		授業料、入学料	高等学校等が所在する都道府県の条例に定める都道府県立高等学校における額以内の額
		入学考査料	30,000円以内
		通学のための交通費	通学に必要な最小限度の額
		学習支援費（年間上限額）	84,600円
就 職 支 度 費		32,000円以内	



## 9 葬祭扶助基準

葬祭を行うのに要する費用です。

級 地 別	基 準 額	
	大 人	小 人
1・2級地	209,000円以内	167,200円以内
3級地	182,900円以内	146,300円以内

※葬祭に要する額が基準額を超える場合には、火葬料、死体運搬費及び死亡診断書又は死体検案に要する費用が別途加算されます。

[相談・問い合わせ先]

市にお住まいの方・・・市（社会）福祉事務所，最寄りの民生委員

町村にお住まいの方・・・県保健福祉事務所（巻末参照），町村役場，最寄りの民生委員

## 5 生活保護世帯に対する減免措置とは

生活保護を受けると次のような減免措置が受けられます。

種 類	申 請 手 続	手続窓口	備 考
住 民 税	生活扶助以外の扶助の場合は減免申請要	市区役所 町村役場	生活保護（生活扶助）を受けると自動的に非課税扱いになります。
個 人 事 業 税	要	県税事務所	所長が必要と認めた場合は免除となります。
固 定 資 産 税	要	市区役所 町村役場	各市町村の条例により、減免となる場合があります。
心身障害者扶養 共 済 掛 金			生活困窮により、掛金の納付が困難な場合は免除となります。
国民年金保険料	生活扶助以外の扶助の場合は減免申請要		生活保護（生活扶助）を受けると納付が免除となります。
JR通勤定期券 の割引	要	福祉事務所	通勤定期乗車券が3割引きで購入できます。
NHK放送受信料			全額免除となります。

[相談・問い合わせ先]

市にお住まいの方・・・市（社会）福祉事務所

町村にお住まいの方・・・県保健福祉事務所（巻末参照）、町村役場